

# 京丹後市立大宮こども園

## 保護者会内規

## 大宮こども園保護者会 内規

### 1 目的

保護者会規約に定める事業を円滑に遂行し、また、その目的を達成するため定めるものである。

### 2 役員の選出

#### (1) 方法

以下の優先順位および方法で、選出する。

- ①立候補の受付
- ②協議による選出

#### (2) 立候補の受付

次年度4・5歳児の保護者会の会員を対象に、1月末までに次年度役員の立候補の受付を公示し、役職毎に立候補を受け付ける。なお、副会長及び庶務については、男女1名ずつの立候補受付とする。会長及び会計については、男女を問わない。また、立候補した候補者が役職の定数以内の場合には、無投票での当選とし、立候補した候補者が役職の定数以上の場合には、選挙を実施するものとする。

#### (3) 協議による選出

立候補がない場合は、原則として次年度5歳児となる保護者を対象に、協議を行い、役職毎に選出する。但し、以下に該当する保護者については、候補者から除外する。

- ①自身の健康上または家族の介護や看護等家庭の理由により、継続して保護者会事業の運営に支障が出ると、公然と明らかに認められる者
- ②兄弟姉妹が中学校及び小学校の本部役員就任が事前に決定している者
- ③過去に役員を務めた者

#### (4) 欠員による補充

何らかの理由により、欠員が生じた場合には、本内規の役員の選出に準拠し選出することができる。

### 3 委員の選出および選任

#### (1) 委員の種類

委員には、以下がある。

- ① 学年委員
- ② 会計監査委員

#### (2) 方法

##### ① 学年委員

学年委員は4月1日現在で3・4・5歳児の学年毎の保護者で協議を行い、選出する。

##### ② 会計監査委員

事業年度の役員会にて協議のうえ候補者を選出し、役員より選任する。

#### (4) 欠員による補充

何らかの理由により、欠員が生じた場合には、学年委員からの申し出を受け役員会にて対応を協議する。協議のうえ補充する場合には、本内規の委員の選出に準拠し選出することができる。

### 4 会計事務

#### (1) 会費の徴収および返金

会費の徴収および返金は、大宮こども園を通じて行う。

#### (2) 会費の管理

会費は、通帳により管理する。

#### (3) 通帳の管理

通帳名義および通帳の管理は会計担当者とし、毎年度期初に通帳名義の変更を行う。また、届出印についても、会計担当者が管理する。

#### (4) 会計監査

会計監査は年度末総会までに実施し、年度末総会にて会計監査報告を行う。

### 5 慶弔規程

(1) 会員及び園児が死亡した場合は、保護者会会費より香典5,000円をお供えし、代表者が会葬する。

(2) これに準ずる場合は、本部役員により協議する。

附則

この内規は、平成25年4月1日より施行する。

平成29年12月16日改正

令和4年2月24日一部改正

令和6年2月21日一部改正、同年4月1日より施行する。